

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
採血車	<p>採血及び供血あっせん業取締法の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設の許可を得た者が、専ら献血等の採血を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採血に必要な器材及び採血した血液を保存する収納容器を格納する設備を有すること。 2 採血用の寝台又は椅子を有しており、かつ、採血作業を行うに必要な空間を有していること。 3 2の設備には、適当な室内照明灯を有すること。 4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（この規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 イ 乗降口から2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・採血及び供血あっせん業取締法（昭和31年法律第160号）第4条（業として行う採血の許可） ・医療法（昭和23年法律第205号）第7条、第8条 ・採血用の寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。 ・当該自動車の使用者が、採血及び供血あっせん業取締法の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設の許可を得た者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。 <p>ただし、日本赤十字社である場合には不要とする。</p>